

医療法人社団愛友会

伊奈病院 指定訪問リハビリテーション事業所

運営規定

1. 概要

(1) 事業者、法人の概要

事業者名	医療法人社団愛友会
所在地	〒362-0061 埼玉県上尾市柏座1丁目10番10号
電話番号	048-773-1111
管理者	中村 康彦

(2) 事業所の概要、提供できるサービス種類と地域

事業所名	伊奈病院 指定訪問リハビリテーション事業所
所在地	〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室5014-1
電話番号	048-721-3692
管理者	リハビリテーション技術科 科長 遠藤浩士
事業所番号	1111303551
サービスを提供する地域	伊奈町・蓮田市・上尾市（上尾駅東口側）

※上記地域以外（桶川市、白岡市）にお住まいの方でもご希望の方はご相談下さい。

(3) 当事業所の職員体制

資格	常勤	業務内容
理学療法士	6名	訪問リハビリテーションの業務にあたる
作業療法士	0名	
言語聴覚士	0名	
合計	6名	

(4) サービス提供の時間帯

平日	午前8:30～午後17:30
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、夏季休暇

2. 当事業所の訪問リハビリテーションの特徴等

(1) 運営方針

利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的に、リハビリの目標を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行います。また、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にそのサービスの改善を図ります。

(2) サービス内容

訪問リハビリテーションはリハビリスタッフがご自宅に伺い、できる限り自立した生活が送れるよう、家の環境に合わせた移動方法や身の回りの動作練習、ご家族への介助方法の指導、住宅環境の整備や福祉用具利用に関するアドバイスなどを行います。

3. 利用料金

(1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料（料金表）に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた金額となります。

(2) 料金の支払方法

毎月、1ヶ月ごとにまとめて前月分の料金を翌月にお支払頂きます。請求額は事前に担当者よりご連絡させていただきます。引き落とし処理が済みましたら、速やかに領収書をお渡し致します。支払方法は原則として口座引き落としとさせていただきます、翌月末日にご指定頂いた銀行口座より引き落とされます。（※ただし末日が金融機関の休業日の場合には、翌営業日の引き落としとなります）また、口座不備（口座資金不足や口座印相違）の際は、次回引落日に合算引落となりますのでご了承ください。

口座名義人が逝去され、口座凍結等で引き落としができないと金融機関より連絡がきた際は、当事業所指定口座まで振り込みをお願いいたします。（手数料については、利用者負担となりますのでご了承ください。）

4. サービスの利用について

(1) サービス利用開始まで

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ケアマネジャーに相談② 家族・ケアマネジャーからの主治医への相談③ 主治医からの訪問リハビリ指示書発行④ ケアマネジャーからの訪問リハビリ依頼書⑤ 当指定訪問リハビリテーション事業所と契約⑥ 訪問リハビリ利用開始 |
|---|

(2) サービス終了について

1. 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。
2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了にさせていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前に文書で通知します。
3. 以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - (ア) 利用者が介護保険施設に入所、あるいは病院に入院された場合
 - (イ) 非該当（自立）と認められた場合

(ウ) 利用者がなくなられた場合

4. その他

(ア) 利用者やご家族などが当事業所のサービス担当者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(イ) 訪問リハビリテーションを継続するためには最低でも3ヵ月に1度、リハビリテーション指示書が必要になります。

5. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、すみやかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、ケアマネジャーへ連絡を行います。

事故発生状況及び事故に際してとった処置について記載するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業者の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。(当事業所は東京海上日動火災保険株式会社の損害賠償保険契約を結んでおります。)

6. 感染対策について

▶ 事業所職員は以下の点をリハビリ介入時に実施します。

1. マスクおよびアイガード着用で行います。必要に応じてグローブ、プラスチックエプロンも着用します。
2. 手指消毒を介入前後およびその都度行います。

▶ 利用者、ご家族にも以下の点にご協力お願いいたします。

1. リハビリ介入時のマスク着用(可能な限り)。
2. 利用者または同居家族の体調不良等で介入の判断に迷われる時は、訪問に伺う前にご連絡ください。
3. 必要に応じて換気を行った環境下でのリハビリを実施させていただきます。

7. 事業所スタッフの勤務体制の確保

1. 担当スタッフが体調不良などにより、当日やむを得ず訪問できない事情がある場合は、利用者、ご家族、ケアマネジャーへ連絡の上、他のスタッフでの介入または中止とさせていただきます。
2. 道路状況、天候(台風や雪)等により訪問に遅延する場合がございます。その際は一報を入れさせていただきます。
3. 台風や雪の影響により安全に訪問に伺えないと事業所が判断した場合には、リハビリを中止させていただく事もございます。

8. 秘密保持

1. 当事業所の従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
2. 事業所では、あらかじめ文書による同意(個人情報使用に関する同意書)を得た上で、必

要な範囲で利用者またはご家族の個人情報を用います。

3. 当事業所では国が推奨する「科学的介護情報システム」を導入しております。これは国で普及が進められており、介護サービス利用者の状態やリハビリテーション計画書の内容等を厚生労働省へ提出します。提出されたデータは厚生労働省が分析し、事業所へフィードバックされ、日々の改善に役立てさせていただきます。氏名や住所など個人が特定される情報は公表されません。
4. サービスの質の向上を目指すため、第三者からの客観的な外部評価の結果を掲示し、インターネットなどに幅広く公表されます。事業所は年に1回、提供するサービスの第三者評価の実施状況等を事業者および県へ提出します。氏名や住所など個人が特定される情報は公表されません。

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	リハビリテーション技術科 遠藤 浩士 清水 知恵
-------------	-----------------------------

2. 解決体制を整備しています。
3. サービス提供に当たり、利用者の生命・身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その様態、時間、その際の利用者の心身の状況、ならびに「緊急やむを得ない」理由を記録する。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 感染症の拡大予防や災害における事業の継続（BCP）

1. 国または行政等から、感染症拡大や風水害等の避難情報に応じて、サービスを中断または中止することがあります。ご利用中に地震や風水害等があった場合の安全の確保や避難に関しましては、当事業所の災害対策と併せて対応させていただきます。また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
2. 感染症拡大や被災により、平時と同様の事業の継続が困難と国または行政が判断した場合、事業所のBCP（事業継続計画）に基づき対応させていただきます。事業継続が困難な場合（スケジュールの変更が必要な場合）は、利用者、ご家族、ケアマネジャー等に連絡するよう努めます。

11. 訪問リハビリ臨床実習およびリハビリスタッフの見学について

当事業所では研修の一環として、リハビリ学生、院内リハビリスタッフなどが訪問リハビリに同行し、見学をさせて頂く場合がございます。見学の際は、担当者より必ず事前にご連絡をさせて頂き、了承を得られた場合に実施するものとします。

12. サービス内容に関する苦情

1. 当事業所の利用者相談・苦情窓口

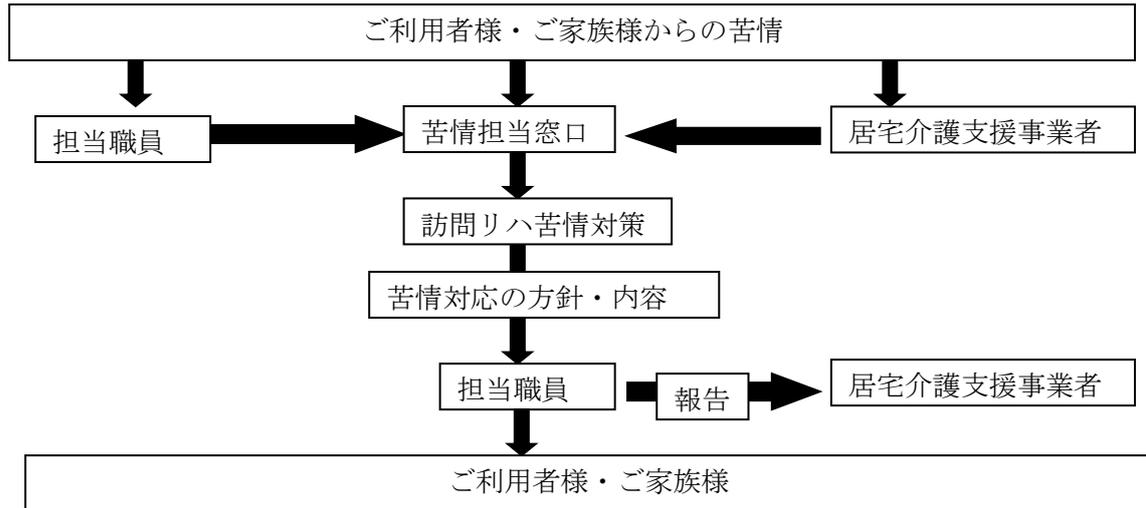
担当者：リハビリテーション技術科 遠藤 浩士 清水 知恵

電話番号：048-721-3692 FAX 番号：048-722-9983

受付日：平日のみ（土・日・祝祭日、年末年始を除く）

受付時間：午前8：30～午後17：30

2. 苦情処理フロー



3. その他

当事業所以外に、お住いの市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

13. 緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、ケアマネジャー等へ連絡いたします。